

羽咋工業高校「生徒心得」

《楽しい学校生活を送るために》

1 通学

- (1) 常に交通ルールを守って登下校し、本校生徒である誇りを失わないよう行動する。また、危険を避け、他の妨害にならないように注意する。
- (2) 列車・バスの通学生は、車内においてマナーを守り、高齢者や幼児、体の不自由な人に対しては、親切な対応を心掛ける。
- (3) 自転車通学生は、常に自転車の整備点検を心掛ける。傘差し運転や二人乗り、スマートフォンを操作したりイヤフォンを着用しての運転、あるいは夜間の無灯火運転をしてはならない。
- (4) 通学自転車は、防犯登録をした自転車を用い、「自転車通学届」を提出して「自転車通学許可シール」(反射シール) を自転車に貼ること。

2 授業・学習活動

- (1) 始業の合図までに教室移動や授業の準備を済ませ、着席する。
- (2) 教科書その他の必要な用具を忘れたときは、あらかじめ教科担任に申し出て、指示に従う。
- (3) 遅刻した場合は、生徒指導室にて事由を遅刻届に記入し認印を得る。教科担任にも事由を申し出てから、座席に着く。
- (4) 早退する場合は、職員室にて理由を早退届に記入し、ホーム担任の認印を得てから早退する。
- (5) 体育・実習・実験では規律ある行動と安全作業に心掛け、創意工夫し、能率的に行動・作業する。
- (6) 機械・器具・情報機器は大切に取り扱い、破損・故障した場合は、速やかに先生に申し出る。
- (7) 教科書等の教材は、家庭での自学自習に備えられるよう、下校の際は持ち帰る。

3 考査時の態度

- (1) 不正行為を行わず、最善を尽くすこと。
- (2) 考査中は筆記用具、その他指示されたもの以外は一切机の中及び近辺に置かないこと。
- (3) 考査中は、席を離れたり、筆記用具等の貸し借りをしてはならない。
- (4) 考査に遅刻した者は、監督者の指示を受けること。
- (5) 考査時におけるその他の心得については、別に指示する。

4 欠席・欠課・忌引きの届け

- (1) 欠席・欠課は、あらかじめ分かっている場合は、事前にホーム担任に届け出る。また、当日の欠席・遅刻等については、必ず保護者が電話で連絡する。
- (2) 長期(一週間以上)の病欠及び定期考査中の病欠については、医師の診断書を提出すること。
- (3) 忌引きの場合は、下記の規定により服喪する。

父母 (1親等)	祖父母・兄弟姉妹 (2親等)	曾祖父母・伯叔父母等 (3親等) 父母の年忌
7日以内	3日以内	1日以内

- (4) 次の場合は、出席停止等の扱いとする。
 - (ア) インフルエンザ等の法令で定められた感染症によるもの。
(※ 新型コロナウイルス感染症に関する、感染や濃厚接触者・接触者、風邪症状等を含む)
 - (イ) 学校の承認を得た進学・就職試験によるもの。(出席を要しない日とする)

- (ウ) 定期検診による精密検査を受けるもの。
- (エ) その他、学校が認めるもの。
- (5) 次の場合は、公欠・公欠課・公遅刻等の扱いとする。
 - (ア) 公的機関主催で、校長が許可した行事や祭礼への参加によるもの。
 - (イ) 公共交通機関の事故・遅延・運転中止等によるもの。
 - (ウ) 学校の承認を得た対外活動への参加によるもの。
 - (エ) 自然災害や非常事態によるもの。
 - (オ) 学校の承認を得た資格・検定試験によるもの。

5 礼儀

- (1) 来校者に会った場合は、明るく大きな声で挨拶をする。
- (2) 悪い(汚い)言葉遣いや、粗暴な態度はしてはいけない。
- (3) 職員室・事務室等の出入りに際しては、「失礼します」・「失礼しました」と自然に言えるようなマナーを身につける。

6 所持品の管理と記名

- (1) 学校生活に必要な無い物品(化粧品やアクセサリ、ゲーム機など)を持参してはならない。特に、ナイフ等の危険物は絶対に所持してはならない。
- (2) 事情があつて貴重品を所持している場合、各自が保管に留意する。
- (3) 体育・実習等で着替える場合、貴重品は各クラスの体育委員等を通じて、ホーム担任または教科担任に預ける。
- (4) 拾得物・遺失物・盗難のあつた場合、速やかにホーム担任あるいは生徒指導課に申し出る。
- (5) スマートフォンの校内持込は良いが、校内では電源を切ってカバンの中にしなう。(校内での使用は禁止する。)

7 公共心と校内美化

- (1) 公共の施設・設備・備品は大切に扱う。
- (2) 危険物あるいは危険箇所を発見した場合、速やかにホーム担任あるいは生徒指導課に申し出る。
- (3) 掃除当番は業後すみやかに担当区域の清掃に当たる。終了後は、担当の教職員に連絡し、点検を受ける。

8 部活動・奉仕活動の奨励

- (1) 生徒は、高校生活を充実したものにするために、部活動に加入し、業後の時間の活用を図ることが望ましい。
- (2) 他者への思いやりの気持ちを持って、積極的に「一日一善運動」や奉仕活動・ボランティア活動・体験活動に参加すること。

《禁止されていること》

1 免許取得と乗車

交通事故の実態を充分認識する。被害者や加害者となって所期の目的を失わないためにも、バイク・自動車の免許証の無断取得と運転は原則として禁止する。

2 喫煙・飲酒・薬物

法の定めるところにより、喫煙・飲酒は厳禁する。また、薬物等の使用は絶対にしてはならない。

3 盗み・暴力行為

盗み(万引き・窃盗行為)・暴力・脅迫・いじめは、法に触れる行為であり、個人の人権侵害になりかねないため、絶対にしてはいけない。

4 立ち入り禁止場所

- (1) パチンコ店、居酒屋などアルコール飲料を扱う店などへ入ってはならない。その他、未成年者の入場が禁止されている興業場への出入りをしてはならない。
- (2) カラオケルーム、インターネットカフェは保護者同伴でないと入れない。

5 夜間外出等

夜間において、外出するときには行き先・帰宅時間を保護者に告げ、外泊はしない。午後11時～翌日の午前4時までの間の外出はしない。(「いしかわ子ども総合条例」により深夜徘徊で補導されます。)

6 政治活動・宗教活動

良識ある公民として政治的教養や宗教的関心を持つことは自由である。しかし校内において他に働きかける政治的活動や宗教活動は慎まなければならない。

特に、政治活動について公職選挙法違反にならぬよう、政治的教養を育み、十分な知識を身につけなければならない。

7 インターネットの利用

いわゆる「出会い系サイト」等は絶対に利用しないこと。マナーを守り、個人情報の取り扱いに注意するとともに、SNSやメール等により、他人を誹謗・中傷したり、プライバシーを侵害したりしないこと。いたずら画像や不適切画像を絶対に掲載しないこと。

《身だしなみ・服装について》

- ・学校指定の制服で登校すること。
- ・やむを得ない事情によって指定以外の服装をするときは、事前に学校の許可を受けなければならない。

項目		注 意 事 項
髪	型	パーマ・脱色・染色・アイロン等で高校生として適当でない髪型にしないこと。
頭 髪	男子	髪の前方は目を、横は耳を、後ろは襟カラーをおおわないようにし、清潔を保つこと。
	女子	髪の前方は目をおおわないようにし、清潔を保つこと。 髪が肩より長いとき、実習や体育の授業等では結ぶことが望ましい。 髪どめ等は派手な物やアクセサリは禁止する。
つ	め	つめは随時切り、長く伸ばさない。
アクセサリ		ピアスや指輪・ネックレスなどのアクセサリ等は一切禁止する。
化 粧 等		化粧・カラーコンタクト、マニキュア等は一切禁止する。
校 科	章 章	男子は右襟に校章、左襟に科章、女子は左襟に科章をつける。 機械システム科：M 電気科：E 建設・デザイン科：C (色は入学年度順に、赤・緑・紺・青をローテーションする。)
男子制服	冬 服	本校指定の物で、長・短などの加工は禁止する。 ※ 校章入りボタン5個をつける、袖口：校章入り小ボタン2個をつける。
	夏 服	本校指定の胸に校章入りの、半袖ポロシャツ・半袖シャツ。 (ポロシャツのみ裾をズボンから外に出しても良い。)
女子制服	冬 服	学校指定のもので、長・短・しぼり等の加工は禁止する。
	夏 服	学校指定の半袖ブラウス(リボン付)、半袖ポロシャツ(校章入り)とする。 (半袖ブラウスの裾はスカートから出さないようにする。)
	スカート	スカート丈は膝頭を中心程度とし、短く折り曲げたり、加工しないようにする。
スラックス		学校指定のものに限る。
カーディガン		学校指定のものに限る。(袖・裾からはみ出さないこと。)
ベ ル ト		黒色または濃い茶色で、華美でないものをつける。
ストッキング		黒色または肌色とする。
く つ 下		派手な柄ものは避ける。(正装の際の色は、白・黒・濃紺とする。)
靴		派手な柄ものは避ける。サンダル・スリッパ通学は禁止する。 (正装の際には、ローファー等の黒色の革靴とする。)
コ ー ト 防 寒 具		生地・型とも高校生らしいものであること。 制服の下にセーター・パーカー等を着用する場合は、外から見えないようにする。
カ バ ン		派手な色・柄は避ける。
ス リ ッ パ 内 履 き		校舎内では、学年指定の色のスリッパを履く。 体育館用のシューズを体育館・実習以外の場所で履く場合は許可を得る。 シューズを使用するときは、かかとを踏んで履いてはいけない。

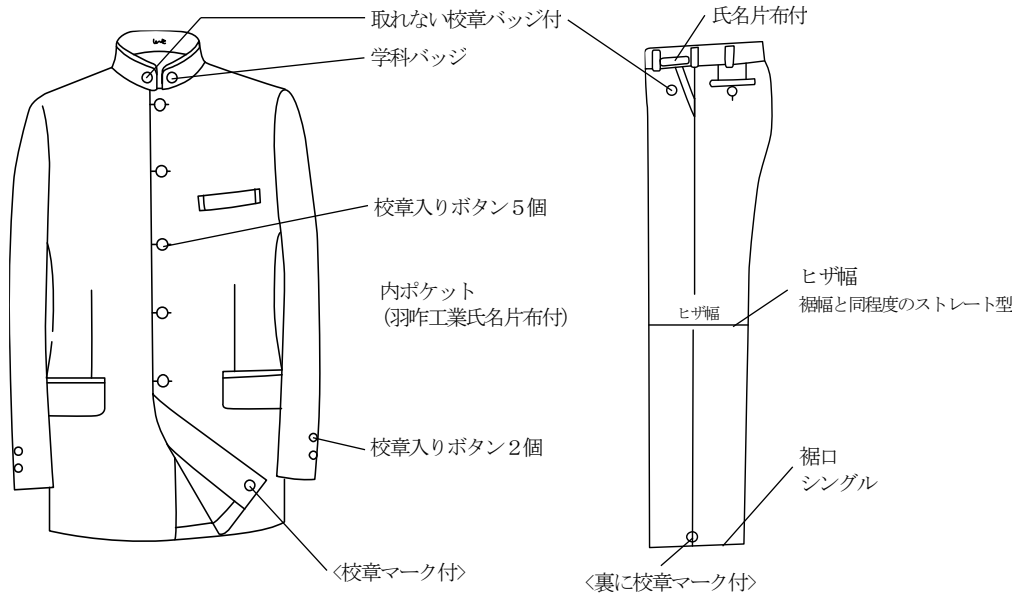
- ・冬服・夏服の着用期間について

4月1日～5月中旬	5月下旬～6月上旬	6月上旬～9月中旬	9月中旬～10月中旬	10月中旬～3月31日
冬 服	移行期間	夏 服	移行期間	冬 服

※ 移行期間について、気象状況によってはこの限りではない。

学生服上衣

スラックス



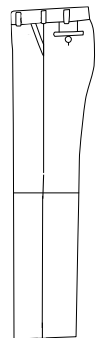
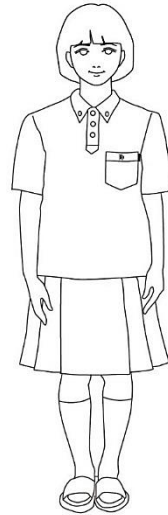
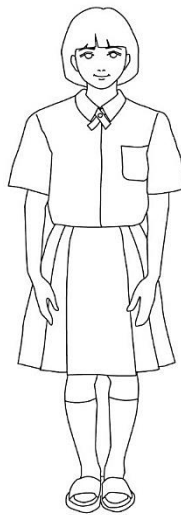
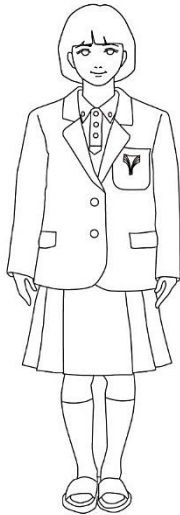
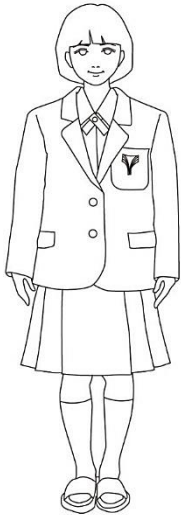
冬服(ブラウス)

冬服(ボタンダウン)

夏服(ブラウス)

夏服(ポロシャツ)

スラックス



《事前に届出・許可願を要すること》

1 届出・諸願について

- ・下記の事項に該当する生徒は、すみやかに諸手続きを完了すること。
- ・書類はペン書きを原則とする。

No.	届出・諸願い	該当する事項	届出・申請
1	学割申込書	JRを利用し、乗車駅より100km以上の旅行をするとき。	生徒指導課(旅行) → 事務室 進路指導課(受験) → 事務室
2	成績・在学・身分証明書	在学しているとき、卒業後等に必要。	在学時(担任) → 事務室 卒業後(本人) → 事務室
3	通学証明書	通学定期を購入するとき(JR・バスとも)。	事務室
4	自転車通学届	自転車を少しでも利用して通学する生徒。	生徒指導課
5	下宿届	下宿するとき・下宿先を変更するとき。	生徒指導課
6	諸行事参加届	合宿・対外試合・登山・キャンプ等の参加	生徒指導課⇔顧問
7	地区行事参加届	地区の祭礼等に参加するとき。	生徒指導課
8	掲示物届	学校内外で掲示物を貼るとき。	生徒指導課・生徒会課
9	刊行物の発行配布届	刊行物を発行・配布するとき。	関係の先生・生徒指導課
10	アルバイト許可願	休暇中にアルバイトをするとき。	生徒指導課(願書) → ホーム担任 → 生徒指導課
11	自動車免許証取得願	自動車免許証を取得するとき。	生徒指導課(願書) → ホーム担任 → 生徒指導課
12	原付自転車免許証取得願	バイク(50cc以下)の免許を取得するとき。	生徒指導課(願書) → ホーム担任 → 生徒指導課
13	原付自転車乗車許可願	交通機関の不便等を理由にバイク通学を必要とするとき。	生徒指導課(願書) → ホーム担任 → 生徒指導課
14	外出・早退届	日課時間中に外出・早退するとき。	ホーム担任 → 生徒指導課
15	遅刻届	遅刻をしたとき。	生徒指導課 → 教室 → ホーム担任
16	欠席・公欠・忌引届	欠席・公欠・忌引きをしたとき。	ホーム担任
17	長期欠席	1週間以上にわたる欠席をしたとき。	ホーム担任
18	異装届	規定外の服装をするとき。	ホーム担任 → 生徒指導課

2 特に留意すべき事

(1) アルバイトについて

アルバイトは原則禁止。ただし、長期休業中においては家庭の事情、学習・生活態度、職場の安全性、風紀上の問題点、労働基準法等関係法規などの問題点を考慮して許可する。

その際、事業主承諾書・報告書を提出すること。

- (ア) 長期休業中(春・夏・冬)以外は認めない。(新聞配達などの特別な事情は除く)
- (イ) 原則休業中の半数を越えてはならない。
- (ウ) アルコール飲料を扱う接客は禁止。(スナック・居酒屋等)
- (エ) 危険を伴う恐れのある仕事は禁止。
- (オ) 就業時間は午前8時以降から午後5時前を原則とし、1日8時間以内、週1回の休みを取る。

(2) 各種行事参加について

キャンプ・登山・地区行事(祭礼等)・校外諸団体主催行事・その他これらに類する行事に参加する場合は、所定の手続きを行い、校長の許可を受ける。

(3) 掲示物・刊行物について

一切の掲示物は責任者名を記入し、生徒指導課の許可を受けるか、掲示物に生徒会課の許可(認印)を受けなければならない。また、刊行物を発行し、配布するときは事前に関係教諭あるいは生徒指導課の許可を得なければならない。

(4) 自動車・原付自転車の免許証取得について

- (ア) 自動車の免許証取得(自動車学校に入学することも含む)は、第3学年の二学期中間考査終了後で、進路先が決定した者とする。(成績不審者には許可しない場合がある。)
- (イ) まず、保護者の承諾が得られたら、ホーム担任を通して免許証取得許可願い用紙を生徒指導課まで提出する。
- (ウ) 取得を許可された生徒に対しては、許可証を発行するので、それをもって自動車学校に行き、許可証を見せて入学手続きをする。
- (エ) 自動車学校は、放課後に通学すること。
- (オ) 仮免・卒検の受験でやむなく欠席する際は、ホーム担任に申し出ること。その場合、公欠でなく欠席とする。
- (カ) 本検定(免許取得)を受けに行く時は、冬季休業中及び2月11日以降の自宅学習期間とし、必ずホーム担任に届け出ること。
- (キ) 皆勤・精勤の生徒は、仮免・卒検の日程については熟慮すること。できるだけ冬季休業中及び2月11日以降の自宅待機期間に受験するようにし、欠席しないことが望ましい。
- (ク) 免許証を取得しても、在学中は絶対に自動車を運転してはならない。

(令和3年4月改定版)